

議員提出議案

意見書を
国に提出

タクシー事業の規制緩和の 見直しを求める意見書(抜粋)

規制緩和実施後6年経過した今日、タクシー事業の経営は、全国各地において新規参入、大幅な増車が相継ぎ、供給過剰が進展すると共に運賃料金の多様化による値下げ競争、さらに、LPガス等の燃料費の高騰などにより厳しい状況に置かれています。規制緩和により生じた諸問題を解決しつつ、タクシー事業が今後とも安全・安心・快適な交通機関として交通事故防止や地球温暖化、少子高齢化社会におけるケア輸送の送迎など様々な創意工夫を發揮し、新しい時代のニーズに対応して健全に発展するためには、タクシー事業の特性に鑑み事業者の自己責任、業界の努力だけでは秩序の維持、事業者責任を果たすのは不可能です。よって、国においては下記事項を実現するため、具体的対策を講じられるよう強く要望します。

記

- ①タクシー事業の実態を調査すること。
- ②新規参入及び退出基準を見直し、需給調整を行うこと。
- ③同一地区・同一料金とすること。
- ④緊急調整地区、特別監視地域の指定基準を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年6月27日 岩手県滝沢村議会

提出先
・内閣総理大臣
・国土交通大臣
・衆議院議長
・参議院議長

■議会のうごき

平成20年5月6日～平成20年8月4日(抜粋)

5月	11日	滝沢村子ども会育成会連絡協議会総会(議長)
	14日	宮古・盛岡・秋田間国道整備促進期成同盟会通常総会(副議長)
	15日	教育民生常任委員会
	16日	議会運営委員会・議員全員協議会
	19日	産業建設常任委員会
20～	21日	全国町村議会議長・副議長研修会(正副議長)
	23日	滝沢村商工会通常総会(議長)
	23日	滝沢村身体障害者福祉協会定期総会(議長)
	27日	第71回国民体育大会岩手県準備委員会第2回総会(議長)
	28日	県土整備部関係団体通常総会合同総会(議長)
	29日	町村議会議員研修会
	29日	滝沢村社会福祉協議会評議委員会(議長)
	29日	滝沢村自衛隊協力会定期総会(議長)
	30日	滝沢村シルバー人材センター第8回通常総会(議長)
	30日	教育民生常任委員会
	31日	北上川上流水防演習(正副議長)
6月2～	3日	八幡平山系直轄砂防事業促進期成同盟会第1回要望会(議長)
	3日	総務常任委員会
	6日	国道281号整備促進期成同盟会総会・要望(議長)
	8日	第21回滝沢村民体育祭総会開会式(議長)
	8日	チャグチャグ馬こまつり(議長)
	11日	地域情報通信基盤整備推進交付金に係る要望(議長)
	12日	議会運営委員会・議員全員協議会
	13日	産直チャグチャグオープンセレモニー
	13日	チャグチャグ馬こ写真撮影会(議長)
	14日	チャグチャグ馬こ行事(議長)
	19日	岩手県立大学創立10周年記念式典(議長)
	20日	滝沢村学童保育連絡協議会総会(議長)
	22日	滝沢村消防演習
	24日	滝沢村女性連絡会議第24回総会(議長)
	28日	滝沢村青少年育成村民会議総会・講演会(副議長)
	30日	滝沢村防犯交通安全協会連絡会総会(副議長)
7月	1日	岩手山山開き事業(議長)
	2日	八幡平山系直轄砂防事業促進期成同盟会総会(副議長)
	3日	第5回聖石町・滝沢村連合畜産共進会(議長)
	8日	国道4号盛岡北道路整備促進期成同盟会設立総会(議長)
10～	11日	県町村議会長政務調査会並びに政務調査会研修会(議長)
	16日	全国市議会議長会基地協議会理事会(議長)
29～	30日	町村議会夏季議員大学
8月	1日	議会運営委員会・議員全員協議会



広報リニューアルで力こぶ の議会広報編集特別委員会



■議長交際費 内訳/5月～7月

月	冠婚葬祭		お祝、会費	
5	0件	0円	5件	27,000円
6	0件	0円	4件	16,000円
7	0件	0円	5件	26,000円
20年度合計	2件	25,000円	18件	99,000円

どなたでも請願・陳情ができます!

《請願と陳情の提出方法》

どなたでも、村政についての要望などを、請願書・陳情書として村議会に提出することができます。請願は、一人以上の議員の紹介(署名又は記名押印)が必要です。陳情は、紹介議員の必要はありません。請願書・陳情書には、日本語を用い、趣旨、提出年月日、提出者の住所及び氏名(法人の場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載し、押印して議長宛で議会事務局に提出してください。

《請願書・陳情書の例》

(表紙)

平成〇年〇月〇日

滝沢村議会議長 殿

〇〇〇〇についての請願書(陳情書)

請願(陳情)者の住所〇〇〇〇〇〇
氏名〇〇〇〇〇印
連絡先〇〇〇〇〇
紹介議員氏名〇〇〇〇〇印

(内容)

(趣旨)

(理由)

- 請願** 請願は、担当する常任委員会などで審査し、その結果をもとに本会議で採決します。採決された請願は、その結果を提出者に通知します。なお、結論が出ずに、次の会議で審査するものは、継続審査となります。
- 陳情** 陳情又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理します。

《請願書・陳情書の取り扱いスケジュール [提出時期にご注意願います]》

議会では各定例会(3・6・9・12月)開会日の1週間前に請願書・陳情書の取り扱いを決定する議会運営委員会を開催しています。この議会運営委員会の開催日を基準として取り扱いの日程が決定されます。

- 請願書**
- 議会運営委員会の前日の正午までに提出された場合⇒定例会中に審査します。
 - 議会運営委員会の前日の正午以降に提出された場合⇒次期定例会で審査します。
- 陳情書**
- 議会運営委員会の前日の正午までに提出された場合⇒定例会中に取り扱いします。
 - 議会運営委員会の前日の正午以降に提出された場合⇒次期定例会で取り扱いします。
- ※詳しい日程等は、議会事務局までお問い合わせください。